

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月19日

【会社名】 S B Sホールディングス株式会社

【英訳名】 SBS Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鎌田 正彦

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

【電話番号】 03(6772)8200(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 三浦 孝造

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

【電話番号】 050(1741)2385

【事務連絡者氏名】 財務部長 三浦 孝造

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年7月8日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第13号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。が、保険金の支払いを受けたこと等により、提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

4. 当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額
(2) 上記に対して支払われた保険金額
5. 当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に及ぼす影響

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付しております。

4. 当該重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額
(2) 上記に対して支払われた保険金額
(訂正前)

当該火災により焼失・毀損した固定資産に対しては、下記の保険を付保しておりますが、現時点では保険金受取額は未定であります。

種類	対象	支払限度額
火災保険	建物及び構築物、設備什器	6,700百万円

(訂正後)

当該火災により焼失・毀損した固定資産に対する保険金5,236百万円の支払いを受けました。

5. 当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に及ぼす影響
(訂正前)

当該火災により、2022年12月期第2四半期の四半期連結損益計算書において、焼失、毀損した固定資産の滅却損及び荷主の商品の焼失、毀損に対する補償について火災損失4,614百万円を特別損失に計上しております。一方、当社グループでは上記の通り、かかる損害に備えた火災保険を付保しておりますが、保険金の受取額については現時点では確定していないため受取保険金は計上しておりません。

なお、本臨時報告書提出日現在において、未だ原因等については外部関係機関により調査中です。また、火災により焼失した固定資産に係る損害及び荷主の商品の焼失、毀損に対する補償等により追加の損失が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることは困難であります。

(訂正後)

当該火災により、2022年12月期第3四半期の四半期連結損益計算書において、焼失、毀損した固定資産の滅却損等について火災損失4,451百万円を特別損失に計上しております。一方、当社グループでは上記の通り、かかる損害に対し保険金の支払いを受けており、そのうち現時点までに確定している火災損失に対応した保険金の受取額4,494百万円を2022年12月期の連結損益計算書において、特別利益として計上する予定であります。

なお、本臨時報告書提出日現在において、未だ原因等については外部関係機関により調査中です。また、火災により焼失した固定資産に係る損害及び荷主の商品の焼失、毀損に対する補償等により追加の損失が生じる可能性があるほか、これらに対応する保険金の受取額を計上する可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることは困難であります。

以上